

法学部学生内外研修申し合わせ

(目的)

第1条 学生外国留学規程第2条第2項、及び第3項に基づく法学部学生の海外研修、並びに国内研修に関する単位認定について必要な事項を定める。

(科目)

第2条 内外研修の単位認定は、法学部開設の「学生内外研修A」(2単位)「学生内外研修B」(2単位)及び「学生内外研修C」(2単位)によって行う。

第3条 国の内外における研修を希望する学生は、研修開始2週間前までに研修計画書を法学部教務課に提出しなければならない。

2 法学部教務主任は、研修計画書を検討の上、指導教員を指定する。

(許可)

第4条 教務主任及び指導教員が、書類の審査、面接試問等により、出願者にとって内外研修が研修時期、内容等の点で有益であると判断したときは、教務委員会の議を経て、教授会に諮り、その承認を得なければならない。

(期間)

第5条 内外研修期間は在学期間に算入し、その期間は1年以内とする。ただし、教授会が有益と認めたときは、その期間を延長することができる。

(単位認定)

第6条 研修で得た成果、研修を終了した学生の研修先の大学等における学修の成果に基づき、原則として次の基準により単位認定する。認定される単位は6単位を限度とする。

2 次の各号に該当するときは、学生内外研修A、B及び学生内外研修Cの単位として認定する。

(1) 1ヶ月程度の研修期間の報告書、及び6,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「学生内外研修A」(2単位)を認定することができる。

(2) 3ヶ月程度の研修期間の報告書、及び8,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「学生内外研修A」(2単位)「学生内外研修B」(2単位)(計4単位)を認定することができる。

(3) 6ヶ月程度の研修期間の報告書、及び10,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「学生内外研修A」(2単位)「学生内外研修B」(2単位)「学生内外研修C」(2単位)(計6単位)を認定することができる。

第7条 この申し合わせに関する事項は、法学部教務課が所管する。

(付則)

この内規は、令和8年4月1日から施行する。